



2022年6月6日

各位

上場会社 フジテック株式会社
代表者 代表取締役社長 内山 高一
(コード番号 6406)
問合せ先責任者 取締役専務執行役員財務本部長 土畑 雅志
(TEL 072-622-8151)

(訂正) 定款の一部変更および補欠監査役の選任に関するお知らせ

2022年5月13日に発表いたしました「定款の一部変更および補欠監査役の選任に関するお知らせ」に、一部訂正すべき事項がございましたので、下記のとおり訂正いたします。訂正箇所には二重線を付して表示しております。

記

【別紙①】定款（取締役会の招集および議長に関する規定）の変更内容

(訂正前)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第22条（取締役会の招集） 取締役会は<u>社長がこれを招集し、社長に事故あるときは他の取締役がこれに代る。</u></p> <p>(新設)</p> <p>② 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までにこれを発する。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときは、<u>招集手続を経ずにこれを開くことができる。</u></p>	<p>第22条（取締役会の招集および議長） 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会が定める取締役が招集し、その議長となる。</u></p> <p>② <u>前項に定める取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>③ 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までにこれを発する。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときは、<u>招集手続を経ずにこれを開くことができる。</u></p>

(訂正後)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第22条（取締役会の招集） 取締役会は<u>社長がこれを招集し、社長に事故あるときは他の取締役がこれに代る。</u></p> <p>(新設)</p> <p>② 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までにこれを発する。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集手続を<u>経ず</u>これを開くことができる。</p>	<p>第22条（取締役会の招集および議長） 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会が定める取締役が招集し、その議長となる。</u></p> <p>② <u>前項に定める取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>③ 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までにこれを発する。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集手続を<u>経ず</u>これを開くことができる。</p>

【別紙②】 定款（補欠監査役に関する規定）の変更内容

(訂正前)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第28条（監査役の<u>選任方法</u>） 当社の監査役は株主総会で選任する。</p> <p>② 前項の選任決議は、<u>議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(省略)</p> <p>第29条（監査役の任期） <u>監査役</u>の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する<u>定時株主総会終結</u>の時までとする。</p> <p>(後略)</p>	<p>第28条（監査役の<u>選任</u>） 当社の監査役は株主総会で選任する。</p> <p>② 前項の選任決議は、<u>議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(省略)</p> <p>第29条（監査役の任期） <u>監査役</u>の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する<u>定時株主総会終結</u>の時までとする。</p> <p>(後略)</p>

(訂正後)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第 28 条 (監査役の<u>選任方法</u>) 当社の監査役は株主総会で選任する。 ② 前項の選任決議は、議決権を行使することが<u>できる</u>株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。 (省略)</p> <p>第29条 (監査役の任期) <u>当社の監査役</u>の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する<u>定時株主総会の終結</u>の時までとする。 (後略)</p>	<p>第 28 条 (監査役の<u>選任</u>) 当社の監査役は株主総会で選任する。 ② 前項の選任決議は、議決権を行使することが<u>できる</u>株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。 (省略)</p> <p>第29条 (監査役の任期) <u>当社の監査役</u>の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する<u>定時株主総会の終結</u>の時までとする。 (後略)</p>

以上